

第9回御嵩町農業委員会会議録

1、招集年月日	令和3年4月2日
2、招集場所	御嵩町役場2階 第1委員会室
3、開会	午前9時00分
4、会議に付された件名	
議第32号	農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について
議第33号	農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する意見について
報第7号	農地法第3条の3 第1項の規定による届出について
報第8号	農業用施設届について
5、事務局	事務局長 高木 雅 春 事務局次長 伊 納 和 昭 書記 小 栗 直 也
6、会議録署名者	5番 奥村 俊雄 委員 6番 鍵谷 道隆 委員
7、欠席委員	
議 長	ただ今の出席委員は、農業委員 13 名、農地利用最適化推進委員 4 名で定足数に達していますので、これより第9回御嵩町農業委員会を開会します。 本日、青木委員から欠席の届が出ておりますので、報告いたします。 会議録 署名者に、5番 奥村 俊雄 委員、6番 鍵谷 道隆 委員を指名します。 それでは、議第32号 農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用申請に対する意見について、を議題とします。事務局より朗読願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について、5番 奥村 俊雄委員 説明願います。
5番 奥村 委員	資料 5-1 をご覧ください。申請の場所は鬼岩公園から西へ1 kmほどのところですが。 権利を移転しようとする理由は次のとおり。中央新幹線美佐野トンネル工事における調整池排水工事の工事ヤードとして使用したい。道路西側に調整池ができ、道路下を通る排水路を作る工事です。利用期間は許可日から令和3年8月31日まで。排水工事業費は自己資金で250万円。 東側は河川、西側は公衆道路、北側は宅地、南側は申請地の一部。雨水の処理は、排水路へ導く土側溝を作り、仮設沈砂池に導い

議 長

て沈砂させ、上水を流出させる。汚水は発生しません。

万が一、被害があった場合は賃借人にて対処します。

申請箇所の自費工事申請は御嵩町建設課と協議中。砂防地内行為は岐阜県可茂土木事務所と協議中。

許可申請書、代替地検討資料、土地の権利書、美佐野工事ヤード計画図、土地一時貸借契約書、賃貸人の住民票、委任状、誓約書、銀行口座の写し、履歴事項証明書、定款を確認しました。

3月16日事前説明、3月25日現地確認を行いました。1号事案に問題はないと思います。皆様の審議をよろしく願います。

私から現状と対応について説明します。

御嵩町と〇〇が覚書や協定書を結んでいない。この開発について御嵩町として正式な契約をしていない状況です。異例な形ではありますが、リニアの早期開発を目指したいということで農地転用の申請が来ました。

私個人は積極的に取り組むべきだという認識で、申請があれば推進の方向でと思っておりましたら、3月10日の御嵩町議会で、町長と岡本議員のやり取りで新聞記事にも出てきておりますように町と〇〇の関係は受け入れを拒絶するという対応です。町はまだ待っているのに農業委員会は進めていくというのは、民間の申請が出てきた時に、まだ地元の協議が整わず、書類もできていないのに進めていくのと同じ状況である。

町と議会と〇〇の3者の関係がまだ熟していないということです。県庁にありますリニア推進室に3月16日に直接行きました。室長、担当課長、担当係長の3名の方と1時間半に渡って協議をした。県はこうした場合に目を瞑って開発同意を出していくかという質問に対して、御嵩町農業委員会の会長が言われることは十分理解するし、そういうことについては慎重にやっていかなければならないが、古田知事が国策としてのリニアを推進する立場からは、農業委員会には適切な判断をしていただきたいという答えをいただきました。

申請が出てきても町と〇〇が合意できるまでは保留とし、合意ができれば農業委員会を通すというのが正式な手順になると私は思います。しかし、室長、同席していただきました小原県議会議員の方から、県下、可児・瑞浪・恵那・中津で工事が着工している状況の中で県としても推進しているので、申請内容については農業委員会として適切な判断をして許可をいただければありがたいということでした。

御嵩町は着工を前提として既に一部山林で進められており、やむを得ないということで、上之郷の日比野総務委員と青木職務代理に打診し、何とか通るように進めていきたいという思いでやらせていただきました。

逆に町の議会は農業委員会の動向を見定め、いつまでも滑ったの転んだのをやっている時期ではなく、議会の方、町の執行部はもう

<p>事務局次長</p>	<p>少し自信をもって国策・県の重要な事業の一旦としての役割を果たしていただければありがたいと私は思っております。</p> <p>奥村委員の説明にありましており、現地で進められている事業のほんの一部ではありますが、許可ということになれば大変重要なことでもあります。</p> <p>異例ではありますが、私個人の迷いを県の方に直接申し上げ、協力依頼をされ、担当の高木課長、前の伊左次部長からもなんとしても通していただきたいということで、御嵩町の立場も十分理解して今回提出しました案件ですのでよろしくお願い致します。</p> <p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p> <p>申請地の農地区分につきましては、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるため、第2種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって1号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に2号事案について、12番 田中 幹三郎委員 説明願います。</p>
<p>12番 田中 委員</p>	<p>資料5-2をご覧ください。</p> <p>登記簿上の地目は宅地ですが、住宅取り壊し後に畑土を入れて畑として利用されておりますので、現況農地と見なされるため農地法第5条の規定に基づく一時転用の申請が必要となる事案です。</p> <p>申請地の場所は御嵩小学校敷地の南側です。</p> <p>転用の目的は工事の仮設ヤードとして利用するためです。</p> <p>権利を設定しようとする理由の詳細は、賃借人は国道21号線御嵩町亜炭鉱充填工事を請け負っており、その工事に伴い休憩場、工事車両駐車場、重機夜間待機場所等で使用する土地を探していました。申請地は、工事現場に近接し、隣接するする宅地と一体利用することで仮設ヤードとして利用する上で適当な土地であるため一時転用の申請を行うものとのことです。一時転用の期間は許可日から令和4年2月28日までのおおむね10ヶ月間です。</p> <p>工事の発注者は国交省・多治見砂防国道事務所で、工事区間は〇〇の前から東へ約200mの唐沢川までとのことです。</p> <p>隣接する宅地とは、申請地と〇〇との間にある宅地約126㎡で、所有者は賃貸人の息子です。賃貸人の息子は行政書士で、本申請の代理人を受任されています。</p>

	<p>書類については誓約書、賃借人の登記簿の写し、会社の定款、資金調達に関する資料、賃貸人の住民票、土地賃貸借契約書、委任状を確認しました。</p> <p>転用によって生じる付近の土地・作物・家畜等の被害防除施設の概要については3月25日現地確認において確認しました。</p> <p>申請地の北側は小学校敷地、東側は賃貸人の息子が所有する宅地、西側は町有の雑種地、南側は国道です。</p> <p>農業用水利はありません。雨水は自然浸透、汚水は発生しません。万一転用に伴い被害が発生した場合には申請者の責任において対処するとのことです。</p> <p>以上から2号事案の申請内容に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
議 長	<p>採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって2号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に3号事案について、6番 鍵谷 道隆委員 説明願います。</p>
6番 鍵谷 委員	<p>資料5-6をご覧ください。申請地の場所は〇〇より東へ約50mの所です。転用目的は一般個人住宅。権利を設定する事由の詳細は、使用借人は現在実家で生活をしているが、家族の成長に伴い手狭になってきたため、今回戸建て住宅を建設することにした。</p> <p>北側東側は使用貸人所有地、西側は宅地、南側は道路となっています。土地の造成は敷地周りに石を積み道路の高さまで埋め立てをする。</p> <p>雨水は道路側溝に接続。汚水は下水道に接続する。</p> <p>添付書類は誓約書、委任状、土地利用計画平面図、ローン事前審査回答書については確認しました。</p> <p>3月25日は現地確認を行いました。3号事案に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
事務局次長	<p>申請地の農地区分につきましては、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途区域が定められている農地であるため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>

<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。3号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって3号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に4号事案について、6番 鍵谷 道隆委員 説明願います。</p>
<p>6番 鍵谷 委員</p>	<p>資料 5-4 をご覧ください。申請地の場所は伏見郵便局より西へ約60mのところ です。</p> <p>転用目的は分譲住宅。権利を移転しようとする理由の詳細は、高齢のため当該農地の維持管理が困難になっており、売却を検討していた譲渡人と申請地付近で分譲住宅の建設候補地を探していた譲受人の双方間で売買の合意に至ったため。</p> <p>分譲住宅3棟2階建て住宅建築で1棟あたりの建築面積は 54.24㎡となっています。</p> <p>北側は側溝・道路、東側は水路、南側は宅地、西側は側溝・道路となっています。土地の造成は周囲にコンクリートブロックを積み、道路の高さくらいまで埋め立てする。</p> <p>可児土地改良区意見書より、東側排水路法面の張コンクリート、入水口に栓をする。</p> <p>雨水は道路側溝に接続。汚水は下水道に接続する。</p> <p>添付書類は誓約書、委任状、土地利用計画図、定款、可児土地改良区意見書、通帳の写し、ローン事前審査回答書については確認しました。</p> <p>3月25日に現地確認を行いました。4号事案に問題はないと思います。皆様の審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。</p> <p>質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請に係る農地から概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存するため、第3種農地に位置付けられます。以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。4号事案について、適当と認める方は挙手願います。</p> <p>挙手全員であります。よって4号事案は適当と認め進達します。</p> <p>次に議第33号農地法第3条第1項の規定による権利移動を伴う申請に対する許可について、を議題とします。事務局より朗読願います。</p>

	<p>(事務局朗読)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの朗読が終わりましたのでこれより審議に入ります。 1号事案について、7番 山口 由美子委員 説明願います。</p>
<p>7番 山口 委員</p>	<p>資料 3-1 をご覧ください。 申請地の場所は綱木の管理棟から南へ 200m のところです。 権利を移転しようとする事由の詳細としては、譲受人は会社勤めのため耕作の時間が確保できず、農地の維持管理が困難となってきたため、譲受人に譲り渡すことにした。譲受人は耕作地の拡大を検討しており、申請地は自宅から近く耕作を行いやすいため譲り受けるという内容です。使用する土地、世帯員の状況、農機具の保有状況、営農計画書、誓約書などの確認をしました。3月 15 日に現地確認を行いました。1号事案に問題はないと思います。皆様の審議をお願いします。</p> <p>続いて、山本 恵美雄 推進委員 現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。</p>
<p>山本 推進委員</p>	<p>3月 15 日に山口委員と現地を確認しました。何の問題もないと思いますので皆様の審議をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>特にありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>採決に入ります。1号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって1号事案は可決しました。</p> <p>次に2号事案について、3番 鍵谷 正委員 説明願います。</p>
<p>3番 鍵谷 委員</p>	<p>申請地は伏見小学校より北東に 100m ほどのところです。 申請人双方の移転の理由として、申請地は自宅から近く耕作を行いやすいため譲り受けることにしたとのことです。権利を取得しようとする者またはその世帯員等が所有権を有する農地の利用状況は、自作地 6,031 m² で内訳は田が 5,227 m²、畑が 804 m² となっています。 世帯員の状況、農機具の保有状況、営農計画書、誓約書などの確認をしました。3月 14 日に現地確認を行いました。2号事案に問題はないと思います。皆様の審議をお願いします。</p>

議 長	続いて、奥村 幸美 推進委員、現地の状況はどうでしたか。気になる点などありましたら説明願います。
奥村 推進委員	3月14日に鍵谷委員と現地を確認しました。何の問題もないと思いますので皆様の審議をお願いします。
議 長	質疑に入ります。質疑ありますか。 質疑がないようですので、事務局は補足説明がありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	採決に入ります。2号事案について、適当と認める方は挙手願います。 挙手全員であります。よって2号事案は可決しました。 次に報第7号、農地法第3条の3 第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局から補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	次に報第8号、農業用施設届について、事務局より報告願います。 (事務局朗読)
議 長	事務局から補足説明はありますか。
事務局次長	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はないということですので、以上をもって報告とさせていただきます。
事務局次長	以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。ありがとうございました。
	9時50分終了

以上、会議録経過をここに記載し、その相違のないことを証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長

5 番

6 番
